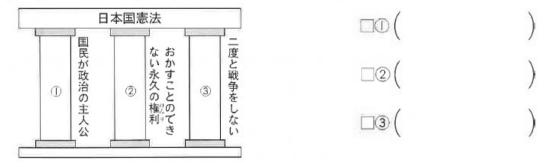
## 『オンライン授業』小6社会 5/15 実施・「憲法と政治のしくみ(1) 問題

- **1** 日本国憲法について、次の問いに答えましょう。
  - (1) 次の図の①~③にあてはまる、日本国憲法の三つの原則を書きましょう。



(2) 日本国憲法が公布されたのは、1946年の何月何日ですか。また、その日は現在国民の祝 日とされています。何という祝日ですか。

(3) 日本国憲法が施行されたのは、1947年の何月何日ですか。また、その日は現在国民の祝 日とされています。何という祝日ですか。

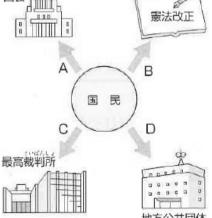
- **2** 国民主権と天皇について、次の問いに答えましょう。
  - (1) 右の図は、国民主権が実際にどのような形で政治に生か されているかを表しています。次の①~③にあてはまるも のを、図中のA~Dの中から1つずつ選び、記号で答えま しょう。



- □① 条例の改正を要求する。
- □② 国民投票をする。
- □(3) 国民審査をする。



(2) 天皇の立場について、次の文中の( )①・②にあては まることばを、それぞれ漢字2字で書きましょう。

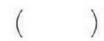


日本国憲法では、天皇は、日本の国や国民のまとまりの(①)であると定められている。 天皇は、憲法に定められた仕事を、(②)の助言と承認にもとづいておこなう。

□(3) 天皇の仕事としてあてはまるものを、次のア~エの中から | つ選び、記号で答えましょう。 イ 内閣総理大臣を決める。 法律を公布する。

裁判を行う。

エ 予算を決める。



1 基本的人権について、次の問いに答えましょう。	(+ + 4.		
□(1) すべての人がもっている権利を, 漢字5字で何といい	いますか。		
		(	)
(2) 次の①・②は、憲法が定めた国民の権利の例をのべて あとのア〜工の中から   つずつ選び、記号で答えましょ □① 父親は医者だが、自分は小学校の教師になった。		それぞれあては	まる権利を
□② 政治のやり方をひはんする意見を新聞に投書した。 ア 言論の自由 イ 男女の平等			
ウ 団結する権利 エ 職業を選ぶ自由			
	0(	) ②(	)
(3) 右の表は、憲法が定めている国民の義務についてま とめたものです。( )①~③にあてはまることばを 書きましょう。	・(②)	に(①)を受けさ を納める義務。 ついて(③)義務。	
	)	□3(	)
□(4) 国籍や性別, 障がいのあるなしなどに関係なく, すべ ザインを何といいますか。	べての人に	とって使いやす	く便利なデ
(			)
□(5) 1989年に国連総会で採択された、世界中の子どもの	)権利を定	めた条約を何と	いいますか。
(			)
<ul><li>② 平和主義について、次の問いに答えましょう。</li><li>□(1) 2度と戦争をしないことや戦力をもたないことを定め、</li></ul>	うているの	は, 日本国憲法	の第何条で
すか。		(第	条)
□(2) 1945年にアメリカによって原爆が投下された都市を	- 2つ答え	ましょう。	
(		) (	)
□(3) 日本は、「核兵器をもたない、つくらない、もちこま	せない」と	いう原則をかか	げています。
この原則を何といいますか。		(	)

## 『オンライン授業』小6社会 5/15 実施・「憲法と政治のしくみ(1)」補助問題

	売んで,次の問いに答えまし	法 日本国民は、わたしたちと子孫のた
う。 □(1) この憲法を何といい	各6【369ますか。	自由のもたらす恵みを国土の全体にわたって確かなものにし、 <u>政府の手によって再び戦争の災いがおこることのない</u>
□(2) この憲法が施行され	た年月日を書きましょう。	」 <u>ように決意し</u> 、主権が( )にあることを宣言して、この憲法を定める。
	年 月 E 次の問いに答えましょう。	
□① この考えは、日本 すか。	国意法の二つの原則のうら	の1つになっています。これを何といいま
にあてはまることば 日本は,1945年	を書きましょう。 に( A ), 長崎に原爆を落 験をもとに, 「核兵器をもた	立場について,次の文章中の( )A・B とされ,世界でただ   つの被爆国となった。 ない,つくらない,もちこませない」とい
		□В
2 右の表は、国民の権利	てはまることばを書きまし  と義務についてまとめたも いら選んで書きましょう。	ょう。 , のです。表中の( ) A~Hにあてはまる 各8 [64点
「個人法働く	C CARROLLEGE CO.	国民の権利
L 文化 学問 職業	数育 J□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	思想や(A)の自由, 団結する権利 (B)の尊重 (C)のもとの平等 (D)を受ける権利 裁判を受ける権利 言論や集会の自由
С		選挙する権利・選挙される権利 居住や移転、(E)を選ぶ自由 仕事について(F)権利 健康で(G)的な生活を営む権利
DE	□F	国民の義務 子どもに(D)を受けさせる義務
□G	ОН	仕事について(F)義務 (H)を納める義務